

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年5月11日(2006.5.11)

【公開番号】特開2001-119788(P2001-119788A)

【公開日】平成13年4月27日(2001.4.27)

【出願番号】特願平11-292917

【国際特許分類】

H 04 R 3/14 (2006.01)

【F I】

H 04 R 3/14

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月17日(2006.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気信号に応じて振動板を振動させて音声を出力するようにしたスピーカ装置において

、前記振動板を振動させる駆動部の外周囲にネットワークコイルを巻装したことを特徴とするスピーカ装置。

【請求項2】

駆動部が磁気回路と、該磁気回路のエアギャップに配されているボイスコイルとから成り、前記磁気回路の外周部にネットワークコイルが巻装されることを特徴とする請求項1に記載のスピーカ装置。

【請求項3】

磁気回路を覆うようにカバーが取付けられるとともに、該カバーの外周囲に周溝が形成され、該周溝内に前記ネットワークコイルが巻装されることを特徴とする請求項2に記載のスピーカ装置。

【請求項4】

磁気回路が前記ネットワークコイルのコアを構成することを特徴とする請求項2に記載のスピーカ装置。

【請求項5】

磁気回路のプレートの外周囲に位置するように前記ネットワークコイルが巻装されることを特徴とする請求項4に記載のスピーカ装置。

【請求項6】

カバーが磁性材料から成り、しかもその外周面上に前記ネットワークコイルが巻装されることを特徴とする請求項3に記載のスピーカ装置。

【請求項7】

カバーが合成樹脂から成り、しかも磁性材料のリングが取付けられ、該リングの外周側に前記ネットワークコイルが巻装されることを特徴とする請求項3に記載のスピーカ装置。

【請求項8】

前記ネットワークコイルがスピーカに入力される前記電気信号の帯域制限を行なうための帯域分割コイルであることを特徴とする請求項1に記載のスピーカ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

ここで駆動部が磁気回路と、該磁気回路のエアギャップに配されているボイスコイルとから成り、前記磁気回路の外周部にネットワークコイルが巻装されてよい。また磁気回路を覆うようにカバーが取付けられるとともに、該カバーの外周囲に周溝が形成され、該周溝内に前記ネットワークコイルが巻装されてよい。また磁気回路が前記ネットワークコイルのコアを構成してよい。また磁気回路のプレートの外周囲に位置するように前記ネットワークコイルが巻装されてよい。またカバーが磁性材料から成り、しかもその外周面上に前記ネットワークコイルが巻装されてよい。またカバーが合成樹脂から成り、しかも磁性材料のリングが取付けられ、該リングの外周側に前記ネットワークコイルが巻装されてよい。また前記ネットワークコイルがスピーカに入力される前記電気信号の帯域制限を行なうための帯域分割コイルであってよい。